

Baycom光TVサービス契約約款

株式会社ベイ・コミュニケーションズ

株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下「当社」という）と、当社が行うサービスの提供を受ける者（以下「契約者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、以下の条項によるものとします。

第1条（サービス）

当社は、定められた区域（以下「サービス区域」という）において、当社のサービスを提供するための施設（以下「本施設」という）により、契約者に次のサービスを提供します。
Baycom光TV（ベイコム光テレビ）
基幹放送事業者の行方テレビジョン放送及びラジオ放送の各同時再放送サービスならびに自主放送サービスのうち、別表に定める利用料の支払いにより視聴可能となるサービス
Baycom光TVプラス（ベイコム光テレビプラス）
基幹放送事業者の行方テレビジョン放送及びラジオ放送の各同時再放送サービスならびに自主放送サービスのうち、別表に定める利用料の支払いにより視聴可能となるサービス
Baycom光TVライト（ベイコム光テレビライト）
基幹放送事業者の行方テレビジョン放送及びラジオ放送の各同時再放送サービスならびに自主放送サービスのうち、別表に定める利用料の支払いにより視聴可能となるサービス
Baycom光TVBS（ベイコム光テレビビーエス）
基幹放送事業者の行方テレビジョン放送及びラジオ放送の各同時再放送サービスならびに自主放送サービスのうち、別表に定める利用料の支払いにより視聴可能となるサービス
Baycom光TVサービスオプション（ベイコム光テレビサービスオプション）
当社が前四項の範囲外で行うサービスで、契約者が選択のうえBaycom光TVプラス、Baycom光TV.及びBaycom光TVライトに付加できる以下サービス
・オプションチャンネル
Baycom光TVプラス、Baycom光TV、及びBaycom光TVライトの視聴チャンネルに別途付加できる有料チャンネル（楽録り（ラクリ））
Baycom光TVプラス、Baycom光TV、及びBaycom光TVライト、Baycom光TVBSのサービスを視聴するにあたり、ハードディスクによる録画機能付セットトップボックスを利用できるサービス
・DVD楽録り（デーブイ録り）
Baycom光TVプラス、Baycom光TV、及びBaycom光TVライト、Baycom光TVBSのサービスを視聴するにあたり、ハードディスクによる録画機能及びDVDVHへの録画・ダビング機能付セットトップボックスを利用できるサービス
・フルレール（楽録り（フルレール））
Baycom光TVプラス、Baycom光TV.及びBaycom光TVライト、Baycom光TVBSのサービスを視聴するにあたり、ハードディスクによる録画機能及びフルレールディスクへの録画・ダビング機能付セットトップボックスを利用できるサービス
その他前各号に付帯するサービス

第2条（契約の単位）

加入契約は、契約者引込線1回線ごとに行います。ただし、契約者引込線1回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分散する場合（以下「集合共同引込」という）には、別途建物代表者とのケーブルテレビ施設利用契約の締結をした後、各世帯（同一の住居で起居し生活計を同じくする者の集団）を契約の単位として加入契約を行うものとします。

第3条（契約の成立）

加入契約は、加入申込者が当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾したときに成立するものとします。ただし以下の場合、当社は加入の承諾を撤回することができます。
(1)加入申込者が本約款上請求される諸料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
(2)本施設の構築が困難であると判断される場合
(3)加入申込者が未成年であり、親権者等の法定代理人の同意が得られない場合
(4)加入申込者が成年被後見人である場合
(5)加入申込者が被保佐人であり、保佐人の同意が得られない場合
(6)その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合

第4条（加入申込みの撤回等）

契約者は、加入申込み日から、当社が交付する契約内容を記載した書面を受領後8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回（以下、「初期契約解除」という）を行うことができます。
2 初期契約解除は、契約者が前項の文書を送付したときにその効力を生じます。
3 初期契約解除の場合、契約者は当該サービスの利用料、手数料、及び実施済みの工事費用を支払うものとします。
4 初期契約解除の場合、当社はサービスの提供を停止し、契約者はセットトップボックス、並びにB-CASカード、C-CASカード、及び当社より貸与または提供されたその他の機器を申込みの撤回後1ヶ月以内に当社に返却するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は当社に対し別に定める料金を支払い、并済金を支払うものとします。
5 初期契約解除の場合、当社は第2項に定める費用の範囲内で撤去工事並びに機器の回収を行います。ただし、撤去にともない契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
6 初期契約解除の場合、当社が設置した引込線を撤去します。引込線撤去後の地上波などの受信設備（アンテナ等）は契約者が用意するものとし、撤去後の地上波などの受信については当社は関知しないものとします。

第5条（契約の有効期間）

契約の有効期間は、契約成立日から1年間（ただし、Baycom光TVライト1台目又はBaycom光TVBSは最低利用期間を12ヶ月間）とし、また、ただし、契約期間満了の10日前までに当社、契約者がいずれからも何等の意思表示もなない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。
又最低利用期間は6ヶ月（ただし、Baycom光TVライト1台目又はBaycom光TVBSは最低利用期間を12ヶ月間）とし、利用期間は課金開始日より起算します。
最低利用期間内に解約された場合は、残余の期間に対応する番組料利用に相当する額（違約金（消費税等相当額を含む）を一括して支払ったものとし、複数の契約がある場合は最低利用期間が長い契約を優先するもの）とします。
なお、集合共同引込の建物内での加入の場合、ケーブルテレビ施設利用契約が解約になったときには、第25条（解約）の規定にかかわらず加入契約を解約するものとします。

第6条（加入契約金）

契約者は、当社が別に定める料金表（以下「料金表」という）により、加入契約金を当社に支払うものとします。

2 加入契約金には、各基幹放送事業者が別に定める加入料は含まれません。
3 当社が受領した加入契約金は、解約に際しては返戻しません。
4 前項の規定にかかわらず、当社の責に帰すべき事由により加入契約で取り決めたサービスの開始予定日を3ヶ月以上経過しても当該サービスが開始されず、且つ、契約者から解約の申出があった場合は、加入契約金を全額返戻します。

第7条（利用料）

契約者は、その契約内容に基づき、料金表に定める利用料を毎月当社に支払うものとします。
2 当社が毎月発行する番組ガイド料金（100円/冊）は、Baycom光TVプラス、Baycom光TV利用料（1台目）に含むものとします。
3 契約者が各基幹放送事業者に支払うべきNHK受信料、視聴料、聴取料等は、この約款が規定する利用料の中には含まれません。
4 当社は、当社の責に帰すべき事由により契約者がすべてのサービスを月のうち継続して10日以上に亘り提供を受けられなかった場合には、当該月分の利用料を無料とします。ただし、当該請求をなす得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。
5 社会情勢の変化、サービスの内容の拡充等により、当社が利用料の改定をするときは、改定日の1ヶ月前までに契約者に通知します。この場合、契約者は、改定日の属する月分から改定後の利用料を支払うものとします。
6 Baycom光TVライト、Baycom光TVBS、Baycom光TVプラス又はBaycom光TVを同時に契約する場合はBaycom光TVプラス又はBaycom光TVを主たる契約として利用料を算出するものとします。
7 Baycom光TVとBaycom光TVプラスを同時に契約する場合はBaycom光TVプラスを主たる契約として利用料を算出するものとします。
8 Baycom光TVBSはBaycom光TVプラス、Baycom光TV、Baycom光TVライトと同時に契約できません。

第8条（手続に関する料金等の支払義務）

契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。

第9条（工事負担金）

当社は、放送センターから引込線及び光終端装置（以下「ONU」という）までのすべての施設並びにセットトップボックス（楽録り、DVD楽録り、及びブルーレイ楽録りで貸与するものを含む、以下「同様」とする。放送センターから引込線及びONUまでのすべての施設並びにセットボックスを併せて以下「当社施設」という）を設置し、契約者は、サービスの提供を受けるために必要な工事の費用を料金表に定めるところに従い当社に支払うものとします。また、引込線を敷設するために標準外の特別な工事が必要な場合、当社は特別工事負担金の支払いを契約者に求めることができます。
2 契約者は、ONUの出力端子以降の施設（セットトップボックスを除く）及び引込線敷設のため特別に必要とする自置柱、地下埋設管等の施設（以下「埋設施設」という）を設置し、これに要する費用及びセットトップボックスを設置する宅内工事の費用を負担するものとします。
3 工事の着手後完了前に加入契約の解除又はその工事の取消があった場合は、契約者は、既に着手した工事の部分について、当社が別に算定した費用を負担するものとします。なお、集合共同引込のテレビ端子以前の施設については、ケーブルテレビ施設利用契約の定めに従って振るものとします。

第10条（セットトップボックスの貸与）

当社は、契約者にセットトップボックス（Baycom光TVを除く）を貸与すると共に契約者が指定するテレビ受像機に接続します。
2 契約者が故障又は過失によりセットトップボックスを毀損又は滅失した場合には、機器に対する弁済金又はその修理、補償に要する費用は契約者が負担するものとします。
3 契約者は、加入契約が解約されたときは、直ちにセットトップボックスを当社に返却しなければなりません。
4 ONU及びセットトップボックスを動作させるために必要な電力、リモコン用の乾電池等については、契約者が負担するものとなります。
5 契約者は、セットトップボックスの性能、機能が不完全である場合や、通常の使用上障害があると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き、セットトップボックスの交換の要求はできません。
6 楽録り、DVD楽録り、及びブルーレイ楽録りを利用して録画・録音されたデータが消失した場合、当社はこれにより生じた損害について原因の如何を問わず当社は一切の責任を負わないものとします。
7 楽録り、DVD楽録り、及びブルーレイ楽録りを返却又は交換した場合、契約者はハードディスク内の録画内容がすべて消

失することを承諾するものとします。

8 付属のBSデジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という）及びデジタル専門チャンネル放送用Cカード（以下「C-CASカード」という）の取扱いについては、第27条の規定によるものとします。
9 契約者は、当社が必要に応じて行うセットトップボックスのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
10 デジタル放送は、当社の指定するセットトップボックスが設置された場合のみご利用いただけます。

第11条（料金の支払い方法）

契約者は、毎月1日をもって計算した毎月分の利用料を、翌月の当社が指定する日に当社の指定する方法により支払うものとします。
2 加入契約金は、加入契約の成立後、当社が別途指定する日に支払うものとします。
3 工事負担金又は契約事項の変更等に伴って必要となる費用は、当該工事又は当該変更等の完了後、当社が別途指定する日に支払うものとします。
4 契約者が当社に料金等を支払う場合においては、その支払額は、当該料金に消費税等相当額を加算した額とします。

第12条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第13条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除く）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第14条（施設の設置）

当社のサービスに必要な機器の設置、保守等の工事は、当社所定の使用機器、工法によりすべて当社又は当社の指定する業者が行います。
2 当社は、施設の設置、保守等の工事を行うため必要があるときは、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に立ち入り、又これらを無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他の利害関係人がある場合は、契約者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとなります。

第15条（施設の所有区分及び維持管理）

当社は当社施設を、契約者は契約者施設を、それぞれ所有し維持管理するものとします。

第16条（契約者の遵守事項）

契約者は、次の事項を遵守しなければなりません。
(1)本来の用法によらない方法で、サービスを不正に受け取り、受けようとしないこと
(2)引込線に線条その他の物を連絡し、サービスを無断で受信しないこと、又は第三者にサービスを提供しないこと、並びに対価を受けて第三者に上流しないこと
(3)当社のサービスを複製し、その複製物を頒布しないこと
(4)セットトップボックスを転貸、譲渡、売却、買入れ等しないこと
(5)セットトップボックスの分解及び変更又は負荷部品を取り付けないこと
(6)セットトップボックスに貼付された当社の所有権の表示等を取り外さないこと
(7)セットトップボックス及びテレビ受像機等を定められた場所から無断で移動、接続変更しないこと

第17条（施設の故障等に伴う責任負担）

当社は、契約者からサービスの受信について異常の申出があったときは、これを調査し必要な処置を講じるものとし、また、異常の原因が契約者施設にある場合には、この限りではありません。
2 契約者は、サービスの受信に異常が生じている原因が契約者のテレビ受信機又は契約者施設の故障等にある場合には、修理に要する費用を負担するものとします。
3 契約者の故意又は過失により当社施設に故障が生じた場合は、この修理に要する費用は当該契約者が負担するものとします。
4 前二項に掲げる故障、破損、滅失等により当社が損害を被った場合、当社は、当該契約者に対し賠償を求めることができます。

第18条（サービスの中断・停止・変更）

当社は、当社施設の維持管理の必要上やむを得ずサービスの提供を一時的に中断することがあります。
2 当社は、天災事変、電線の故障、番組供給会社の故障休止その他当社に責に帰さない事由によりサービスの提供を停止することがあります。
3 当社は、都合によりあらかじめ発表したサービスの内容を変更するものとします。
4 当社は、本来の中断・停止又は変更による損害の賠償には応じません。

第19条（著作権的又は家庭内複製権等の禁止）

契約者は、著作権的又は家庭内複製権その他これらに準する限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、ビデオデッキ、インターネットその他の方法により当社の提供する番組の複製及びかかる複製物の上映、配信、売買、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権及び著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。著作権及び著作隣接権を侵害したと認められた場合、損害賠償責任を生ずるほか、法により罰せられます。
2 当社がコピー可能（「1回のみのコピー可能」といって）番組属性を付けて放送するほか、技術的保護手段の回避を行う機能を有する装置若しくはプログラムを使用してこれらの番組を複製する行為を禁止します。この行為を実施したと認められた場合、損害賠償責任を生ずるほか、法により罰せられます。

第20条（放送内容の変更）

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第21条（サービス内容の変更）

契約者は、加入申込書に記載したサービス内容その他の関連事項を変更する場合は、所定の方法により当社に申出するものとします。
2 前項の請求があったときは、当社は、第3条（契約の成立）の規定に準じて取り扱います。ただし、当社が認めた場合、別に定める加入申込書の所要事項の記入捺印を省略し、電話等により当社に申し込むことができるものとします。

第22条（セットトップボックス等の移転）

契約者は、次の場合に限り、移転を希望する日の10日前までに所定の方法により当社に申出たうえで、当社の承諾を得てセットトップボックスを移転することができます。
(1)移転先が同一地域内の場合
(2)移転先が当社のサービス区域内で、且つ、引き込み可能な最寄りのカブラに余裕がある場合
2 セットトップボックス等の移転に必要な費用は、契約者が負担するものとします。

第23条（名義変更）

契約者の名義は、次の場合に変更できるものとします。
(1)契約者が転居する場合で、新入居者への名義変更に同意するとき（旧契約者の同意書を添付するものとします）
(2)個人たる契約者が死亡した場合で、当該契約者の相続人の名義に変更するとき
(3)法人たる契約者が合併又は組織変更により商号を変更するとき
2 前項の場合において、新契約者は、当社に対し別に定められた契約者名義変更届を提出するものとします。
3 個人たる契約者が改姓改姓した場合及び法人たる契約者が商号を変更した場合においても前項の契約者変更届の提出を必要とします。
4 第1項及び第2項の場合において、旧契約者と新契約者との間で争紛が生じたとき当事者間で解決し、当社は一切意思の検出を必要とします。
5 第1項の名義変更については、旧契約者が第3条各号に該当する場合、当社がこれを承認しないことがあります。

第24条（契約者の希望によるサービスの一時停止及び再開）

契約者は、加入契約期間中であっても、当社に対しサービスの提供の一時的停止を文書で申出ることができます。この場合、当社は、申出のあった日の属する月の翌月分から、利用料を徴収しません。
2 前項の一時的停止の期間は6ヶ月を限度とし、契約者は、この期間中、料金表に定める休止料を当社に毎月支払うものとします。
3 契約者は、第1項により一時停止されたサービスの提供の再開を文書で申出ることができます。この場合、当社は、申出のあった日の属する月分から利用料の徴収を再開します。

第25条（解約）

契約者は、加入契約を解約するときは解約を希望する日の10日前までに所定の方法により当社に申出るものとします。
2 解約の場合、契約者は利用料を解約日の属する月分まで支払うものとします。
3 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、契約者はセットトップボックス、並びにB-CASカード、C-CASカードを解約後1ヶ月以内に当社に返却するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は当社に対し別に定める料金表により、弁済金を支払うものとします。
4 契約者が当社に対してセットトップボックスの撤去工事を依頼した場合、契約者は料金表に定める撤去工費を支払うものとします。ただし、撤去にともない契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
5 解約の場合、当社が設置した引込線を撤去します。引込線撤去後の受信設備（アンテナ等）は契約者が用意するものとし、解約後の地上デジタル放送BSデジタル放送などの受信については当社は関知しないものとします。

第26条（契約の解除）

当社は、契約者が利用料を2ヶ月分滞納した場合及びこの約款に違反する行為があった場合は、何らの通知、催告なしに契約者へのサービスの提供を停止し、又は加入契約の解除を行うことができます。
2 解除の際、契約者は、当社が契約の解除を催告した日の属する月分までの利用料金をきちんと未払いの料金を支払う義務を負います。
3 当社、契約者のいずれの責にも帰すべきことのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合、当社は契約者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。
4 加入契約を解除した場合に、契約者が別途支払った基幹放送事業者への加入料、視聴料等が払い戻されず契約者に不利な損害が生ずることがあっても、当社は何らの責任を負わないものとします。
5 前各号のほか、この約款に違反する行為、当社の業務の遂行上著しい支障を与え又は与え又は与えられしある行為があった場合は、何らの通知、催告なしに契約者へのサービスの提供を停止し、又は加入契約の解除を行うことができます。

第27条（B-CASカード及びC-CASカードの取扱いについて）

B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビー・エス・コンディショナルアクセスシステムの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
2 セットトップボックスを利用する契約者は、セットトップボックス1台につき1枚のC-CASカードを当社より貸与されるものとし、セットトップボックスの解約又は契約の解除後は、すみやかにC-CASカードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、契約者にC-CASカードの交換及び返却を請求することができます。

3 C-CASカードは当社に帰属し、当社は契約者が当社の手配による以外のデータ追加及び変更ならびに改竄することを禁止し、それが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、契約者が賠償するものとし、契約者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、契約者はその損害分を当社に支払うものとします。

第28条（契約者に係る情報の取扱い）

当社は地域メディアとしての社会的責務に鑑み、当社代表取締役社長を個人情報管理責任者とし、厳正な個人情報の管理を実施します。取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。また、契約者であるお客様の個人情報に関する窓口は、当社が当社お客様センターで実施します。

(1)新サービス実施に必要な範囲内において、業務提携先、業務委託先に限定了した情報の提供
(2)サービスを開始、継続、又は終了するために必要な、施工・監理・機器管理・システム管理・番組供給・給金管理・料金請求・障害対応などの業務提供
(3)お客様のサービス利用に関連した、問い合わせ・相談・苦情対応、アフターサービス、点検業務・サポート、番組ガイドメンテナンス情報などの送付
(4)電子メール、ダイレクトメールなどを通じた、当社が提供する商品・広告・サービスに関する情報、キャンペーンフェア・催事に関する情報、アンケート、モニターに関する情報の提供、当社の販売促進活動
(5)サービスの新規企画・開発、顧客満足度の向上を目的とした視聴率調査などの調査分析
(6)個人を識別できない開示用統計データの作成
上記以外の目的で利用する場合は事前にお客様の同意を得るものとします。
3 当社はお客様が、NHK団体一括支払うサービス、デジタルサービス、オプションチャンネル及びインターネットサービスにお申込みの場合は、お客様の個人情報等をそれれ日本放送協会、番組供給会社、インターネット運営会社に提供します。また、サービス利用に係る債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で、お客様の個人情報や業務提携先、業務委託先、金融機関等に提供します。
4 当社はお客様が転居の際、転居先CATV会社への紹介サービスをご希望いただいた場合、お客様の個人情報や番組先CATV会社、紹介システムを運用するKDDI株式会社及び日本デジタル配信株式会社に提供します。
5 当社は前二項及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第一号から第四号に該当する場合を除いて、お客様の同意なしにお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。
6 当社はお客様に必要なサービスを提供するため、以下の業務で個人情報や個人情報の預託を実施します。
(1)サービス開始・維持・終了にともなう工事、機器設置・回収業務
(2)通信・ネットワークの設定、管理業務
(3)番組ガイド・請求書・連絡文書などの配達業務
(4)ダイレクトメールなどの販売促進業務
(5)ヘルプデスク業務
(6)料金督促業務
7 お客様から当社への個人情報の提供は任意ですが、ご提供いただけない場合、当社のサービス提供ができない場合があります。
8 お客様の個人情報の開示・訂正・削除・苦情などは当社お客様センター（フリーダイヤル0120-40-1173）にておこなうております。

第29条（国内法への準拠）

この約款は日本国国内法に準拠するものとし、加入契約より生じる一切の紛争等については当社本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第30条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第31条（約款の改正）

この約款は総務大臣に届け出た上、改正することがあります。

付則

1 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
2 この約款は、2018年6月15日より実施します。
3 この約款実施前に、ダイレクトメールやおさが、旧版紳士ケーブル、Baycom TVサービス契約約款（以下「旧約款」といいます）の規定に基づき、支払い又は支払われなければならない利用料その他の債務については、なお従前の約款といたします。
4 この約款実施前に、旧約款の規定により実施した手続きその他の行為は、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいたものとみなします。
5 この約款実施の際、現に旧約款の規定により提供しているサービスは、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

（クレジットカード支払いに関する特約）

1 契約者は、契約者が支払うべき当社の工事費、利用料等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2 契約者は、契約者から当社に申出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求される場合も、前項と同様に支払うものとします。
3 契約者は、当社に届け出たクレジットカードの番号、有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
4 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカードの利用料金の支払い状況によって、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本契約を解除できるものとします。

別表【料金表－Baycom光TV】		
項 目	金 額	
加入契約金	引込線1回線ごと	54,000円
新規加入手数料	初回登録時のみ	2160円
工事費	共聴配線工事	42120円
引込撤去工事費	引込撤去を要する場合	5400円
撤去工事費	セットトップボックス撤去工事費など	5400円
その他の工事費	標準外の引込工事費、機器交換工事費など	実費

項 目	金 額	
Baycom光TVプラス※	セットトップボックス利用料	4780円/月セットトップボックス1台につき
	セットトップボックス2台目以降	2520円/月セットトップボックス1台につき
Baycom光TV※	セットトップボックス利用料	4380円/月セットトップボックス1台につき
	セットトップボックス2台目以降	2120円/月セットトップボックス1台につき
Baycom光TVライト※	セットトップボックス利用料	1620円/月セットトップボックス1台につき
	セットトップボックス2台目以降	410円/月セットトップボックス1台につき
Baycom光TVBS※		1620円/月
オプションチャンネル	チャンネル又は番組ごと	別に定める
楽録り(500GB)	ハードディスク付きセットトップボックス追加料金	1000円/ハードディスク付きセットボックス1台につき
楽録り(250GB)	DVD付きセットトップボックス追加料金	800円/ハードディスク付きセットボックス1台につき
ブルーレイ楽録り(1TB)	ブルーレイ付きセットトップボックス追加料金	1950円/ブルーレイ付きセットトップボックス1台につき
ブルーレイ楽録り(500GB)		1750円/ブルーレイ付きセットボックス1台につき
ケーブルプラスSTB	600円/月ケーブルプラスSTB1台につき	
諸手数料	コース変更手数料	2160円
	休止料	1620円/月ケーブルボックス1台、又はハードディスク付きセットボックス1台につき
		2160円/月ブルーレイ付きセットトップボックス1台、又はDVD付きセットトップボックス1台、又はケーブルプラスSTB1台につき
	セットトップボックス用リモコン	1個につき2100円
	B-CASカード再発行費用	1枚につき1700円
	C-CASカード再発行費用	1枚につき1700円
	番組ガイド料金	1冊につき100円
	紙請求書等発行手数料	1通ごとに108円

※Baycom光TVプラス、Baycom光TV利用料（1台目）には番組ガイド料金（100円/冊）が含まれております。
※Baycom光TVライト、Baycom光TVBS及び2台目利用料には番組ガイド料金が含まれておりません。
※Baycom光TVBSはサービスの一時停止（休止）がご利用いただけません。
※Baycom光TVプラス、Baycom光TV、Baycom光TVライト、Baycom光TVBSのご利用に関しては、Baycom光インターネット契約約款で定めるBaycom光NET/ZAQサービス及びケーブルプラス電話の契約が条件となります。
※ケーブルプラスSTBのご利用に関しては、Baycom光インターネット契約約款で定めるBaycom光NET/ZAQサービスの契約が条件となります。

項 目	金 額	
弁済金	セットトップボックス紛失の場合	17200円1台につき
	ケーブルプラスSTB紛失の場合	30000円1台につき
	ハードディスク付きセットトップボックス紛失の場合	36800円1台につき
	DVD付きセットトップボックス紛失の場合	80900円1台につき
	ブルーレイ付きセットトップボックス紛失の場合	80900円1台につき

（注1）料金表金額には消費税等相当額が含まれております。
（注2）料金表金額にはNHKの受信料、WOWOWの視聴料は含まれておりません。
（注3）オプションチャンネルのうち、同一名で編成内容の異なる複数のチャンネルを有するものについては、当社それのうち1チャンネルを自動的に選択し上提供いたします。

CATV専用 B-CASカード使用許諾契約約款

(K80008D)

【CATV 専用カード】

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等（以下「CATV用受信機器」といいます）には、デジタル放送を受信するためのICカード（CATV専用B-CASカード）（以下「カード」といいます）が添付されています。このカードは、株式会社エー・エス・コンディショナルアクセスシステムズ（B-CAS社）（以下「当社」といいます）が社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「JCTA」といいます）と契約し、JCTAを経由してご加入のケーブルテレビ局（以下「CATV会社」といいます）に配布しているものです。当社は、このカードを、この約款の契約（CATV専用B-CASカード使用許諾契約）に基づいてお客様に貸与します。お客様がCATV会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第1条（カードの使用目的）

このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路(IC)が内蔵されており、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器において、ご加入OCATV会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の再放送、ならびに著作権保護に対応した自主放送（以下まとめて「放送サービス」といいます）を受信する目的で使用されます。

第2条（カードの所有権と使用許諾）

このカードの所有権は当社に帰属します。
2.この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

第3条（カードの管理）

お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないよう十分に注意してください。

第4条（カードの故障交換等）

カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は、カードの再発行による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。

① カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。
② カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因する場合。
3. 当社に故障又は重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生ずっても、当社はその責任を負いません。

第5条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失又は盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第6条（カードの交換依頼）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第7条（不要になったカードの処置等）

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。